

第百九十九号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第七の款十四の二の項中「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第五項ただし書」に改め、同条十四の四の項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同条十四の九の項から十四の十三の項までの規定中「第十八条第十七項」を「第十八条第二十一項」に改め、同条十四の十四の項から十四の十六の項までの規定中「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に改め、同条十四の十七の項中「第十八条第二十四項第一号又は第二号」を「第十八条第三十八項第一号又は第二号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に規定する日又はこの条例の公布の日の日から遅く日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。